

議案第 8 1 号

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 8 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市介護保険条例の一部改正）

2 川崎市介護保険条例（平成 1 2 年川崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 2 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を
廃止するため、この条例を制定するものである。